

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成23年12月13日（火曜日）

## 厚生文教委員会

日時 平成23年12月13日（火曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

- 1 市民福祉部
  - 第161号議案 「質疑・討論・採決」
  - 第162号議案 「質疑・討論・採決」
  - 第182号議案から第187号議案 「質疑・討論・採決」
  - 第193号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 教育委員会
  - 第163号議案 「質疑・討論・採決」
  - 第164号議案 「質疑・討論・採決」
  - 第188号議案から第191号議案 「質疑・討論・採決」
- 3 陳情の審査
  - (1) 作手地区小学校再配置についての陳情書 「質疑・討論・採決」
  - (2) 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書 「討論・採決」
  - (3) 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書 「討論・採決」
  - (4) 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情書 「討論・採決」
  - (5) 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情書 「討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長 鈴木眞澄 副委員長 前崎みち子  
委員 下江洋行 加藤芳夫 鈴木司郎 荒川修吉  
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

市民福祉部、教育委員会の副課長以上の関係職員

参考人 原田純一

### 参考人の補助者

垣内儀一 森 博孝 森田 脩 小澤竜史

### 事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○鈴木眞澄委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

本日は、12日の本会議において、本委員会に付託されました第161号議案から第164号議案まで、第182号議案から第191号議案まで及び第193号議案の15議案について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第161号議案 新城市精神障害者医療費の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 161号議案の新城市精神障害者医療費の支給についての（2）医療費助成額相当分の2分の1というのは何か理由があるのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 今回の改正におきましては、精神障害者以外の全疾病について医療費の助成を行いたいということで、条例の一部改正をお願いさせていただきました。

この2分の1というのは、愛知県下の各市の全疾病に対する支給状況と東三河5市の実施状況、これらを踏まえまして、この2分の1というのを設定させていただきました。

愛知県下で未実施の市が17市ございます。町村では12町村ございます。合わせて29市町村がまだ県内において全疾病にかかわる部分を実施されていないという状況がございます。それと、東三河5市におきまして、豊川市と蒲郡市が既に実施しておりますが、この両市とも2分の1の助成を行っているという状況でございます。そして、田原市と豊橋市においては未実施でございます。こうした状況を踏まえまして、新城市も2分の1という助成をさせていただくことに決定させていただきました。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第161号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第161号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました

次に、第162号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 前回、国保の税率を18%上げまして、そのときからこういう状況は、市民にとって税率が上がっていくのではないかということは予想されたわけですが、それから3年、22年、23年と医療費の抑制になるような保健事業を何か拡大したことがありましたら、お願いいたします。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 特別に保健事業として新たに加えたものというのは、健康体操の中で太極拳やヨガ、エアロビクス、ウォーキング等を実施しております。それ以外に、国保連合会のいきいき体操などを加えております。

また、検診等におきましては、人間ドックにおきまして年々希望者が増加しております。募集人員を年々拡大して、早期発見、早期治療に向けての検診も力を入れております。

あと、健康広場等を利用してまして骨密度の

測定、体分析測定などを実施しております。

特別加えたというものは、ドックの定員を増加してきているということと、健康体操を一つ追加させていただきました。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 今、いろいろなものを加えてやってきたということなんですが、要するに国保事業というのは計画的に捉えていかないといけないという部分があると思うんです。19年度に税制改正後の引き下げをした、そのしわ寄せが今回こういう引き上げにつながってきたと言っても過言ではないと思っておるわけですが、要するにほかの会計であれば、財源不足になったから、この事業は翌年度へ送れば良いというようなことで対応はできるんだけど、国保事業についてはそういうことができないということで、やはり長期、5年、10年というものを考えた中長期的な考えを持ってしなければいけないと私は思っているんですが、そのようなことをどういうふうに考えて事業に携わっておられるのかなということをお伺いしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 委員おっしゃるとおり、長期的な国保の状況を把握しながら運営をしていくということが当然必要であると思っております。国保制度がだんだんと非常に難しくなってきておまして、制度も毎年変わってくるような状況、全国的な数値を使いながら後期高齢者支援金額、あるいは介護納付金額等、新城市独自で推計がなかなか難しいというような状況もございまして、推計をするんですが、なかなか近い額に持っていけないというようなことが現状としてございます。医療費等の推計につきましては、新城市のデータとして持っていけば、おおむね、この程度の医療費が見込まれるというようなところはつかんでおるつもりなんですが、全国的な部分が概算、精算というものが伴ってきます。そうしたところの納付金・支援金

の額をより明確につかめるように今後努力してまいりたいと考えております。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 それはわかるんですが、やはり新城市の国民健康保険税を健全なものにしていくということであれば、国に対してどうかではなくて、要は新城市の被保険者の人たちの健康、医者にかからないようなことを、保健指導や予防、そういったことにもっと力を入れていかなければいけないのではないかと思います。そこら辺の思いが余り伝わってこないのですが、どうですか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 保健指導の充実も今まで以上に実施していかなければならないと当然思っております。新城市の医療費がある程度高いというのは、やはり高齢化が非常に高いということと、高齢に伴って医療費も当然高くなっていくという全国的な現状もございます。そうした面で、被保険者等の年齢構成というものも高い医療費の一因にはなっております。

今後、保健事業もさらに充実して、努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 やはりそうしたことを真剣に取り組んでいくということ、市民福祉部だけではなかなかできないと思うんです。横の連絡をとって、保健師さんたちと密な連絡をとって、高齢者の人たちに保健指導をしてもらって、横の連絡をとってやらないと、なかなか市民福祉部だけでは対応できない部分があるものですから、そうしたことを期待しておるわけなんですが、その辺はどうですか。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 昨日の答弁でも申し上げましたけれども、今年から市民病院や保健所、保健センターはもちろん、うちの関係部署の保健師たちも入って、医療分析を含

めた研究会を立ち上げましたので、そういうことをもっと発展させて、この地域に特化されるような疾病にどういうものがあるかというのを研究しながら、当然横の連携を図りながらやっていきたいと思っております。

それから、昨日は申し上げませんでしたけれども、ジェネリック医薬品、後発医薬品の関係で全国的にも取り組みが進んでおります。一方、先発が特許の期限が切れた後という条件がありますが、相当数の保険者でそういった啓蒙等を行っておりますので、今後そういったところにも取り組んでいながら、医療費を下げようという努力をしていきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 今の鈴木司郎委員が言われたことと関連するのですが、健康づくりを啓蒙していくという活動の中で、今の保健師さんの体制、配置体制、人間的な体制をどのように考えられておられるのか。また、その考えを踏まえて、どのように今後、例えば保健師さんの増員をしていくとか、そういうお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 保健師、マンパワーの充足ということで、関連する健康医療部といろいろ話をしているわけですが、現状14人の保健師が職員として市内にはおります。ただ、先ほど言いましたように分散しておりますので、これから連携を続けていくわけですが、今年度は1人採用しましたけれども、来年度以降も人事と話をしながら、できる限り、少しずつでも充足していこうという考えを持っております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 医療の抑制をしていくには、やはり特定健診で、先ほど委員からお話がありましたけれども、そこに対してどういうふうに行っていくかということなんです

が、包括的にその方たちを予防していくためには、地域にきめ細やかに入り込んでいかななくてはならないということがありますので、今は健康教室、または長寿課がやっているミニデイ事業、保健センターがやっている事業、ばらばらになっているところを市内の保健師さんたちが集まってこれから検討していきたいということがありましたので、ぜひそういうものをきめ細かに地域に出て行って実施して、そこで指導も、食のこともかなりかかわってきたりもしますので、その辺を保健センターとも連携して、県の保健所等もうまく使いながらやっていていただけるように考えていただきたいと思えます。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 おっしゃるとおりでして、より一層連携を深めて、保健師については、私は現場へ出るのが一番だと思っております。現場があつてこそその保健師だと思っておりますので、その辺を基本として連携していきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 昨日、部長が本会議の質疑の答弁でお答えしておるわけですが、国保事業の財政安定化というのは、やはり市民の同意がなくてはできないと思っているわけで、そういった形で執行部の説明責任、市民に対する説明について、4月の広報ほのか、あるいはホームページ等でPRしていくんだとおっしゃっていましたが、それだけではまだまだ足りない。もっといろんな面で国保事業がどういうものかと、どういうふうに医者にかかったりすると税金が安くなるんだよ。というようなことをもっと市民の前に出て行って説明、お願いということをやらないといけないと思うんですけども、その辺の取り組みについて、ただ広報で保険税が上がりましたということをしてPRするだけではなくて、もっと前に出てやっていただきたいと思うんですけど、その辺はどうですか。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 先ほど申しましたように、保健師等が現場に出向くのが一番ということでもありますので、保健師たちにも共通の認識を持っていただいて、外へ出たときにそういったPR等もしてもらいたいと思っています。

とにかく、危機感というのを前面に出して、そういったことを知っていただくのが一番だと思いますので、そのようなことをやっていければと思っています。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 特定健診の話もちらっと出たんですが、昨日、部長が特定健診や保健指導に力を入れていくと言っておりましたが、特定健診というのは2008年に制度ができて、2013年には受診率を65%に上げなければいけないという目標数値があると思うんですが、それをクリアできないとペナルティが、とも言われておるんですが、現在、本市の特定健診に対する受診率というのはどれぐらいなんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 新都市の特定健診の法定報告になりますが、平成22年度までが法定報告として出ております。22年度は38.6%でございます。愛知県の22年度の報告数値が確認できていないんですが、21年度の愛知県の平均が35.1%という状況でございます。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 私が特定健診を受ける対象者なんですけども、1枚のはがきが送られてきます。送られてきただけで、それを持って受けに行く人と、自分は今健康だから受けなくてもいいと、メタボじゃないからいいという人もあると思うんですけども、そういった人たちに多く受けてもらえるようなことも、何らか形でお願いしていただきたいと思います。

それから、ちょっと細かなことですが、今回の改正で資産割が1%下がっております。これはどういう考えで資産割をされたのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 資産割は、もともと国の基準からもそう高く設定されておられません。所得割が35、資産割が15というような国の基準等もございます。その辺で、固定資産税が多くあっても、やはり現金がないというようなこともありますし、納付が難しくなるというようなこともありまして、県下の平均等も参考にさせていただきまして、資産割を持っていきました。

今回は、均等割、平等割の部分で応能・応益割約半分ぐらいの割合で設定をさせていただいておまして、低所得者につきましては7割、5割、2割の軽減で応益割の部分が減免できるということもありまして、軽減の方でもある程度の歳入を見込んで設定をさせていただきました。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 健康を保つには、食生活が大事になってくると思います。時に、冬になると辛いものをもう少しとか色々ありますが、食生活の指導というのは、年に何回か行なっていますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 国民健康保険では、食生活についての指導は実施をしておりません。保健センターにおいて、食生活指導を行っているのですが、年何回実施しているのかというのは把握しておりませんので、申しわけございません。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 基金の考え方についてお伺いしたいのですが、合併当時、平成19年当時に5億7千万円ほどの基金があり、それがだんだん税金対策によって食い潰されてきたわけなんですけど、23年度末で7,300万円、

24年度の基金がゼロになるのではないかということが予想されるわけですが、この基金につきましては、保険事業を行っていく上で5%以上基金を積み立てておきなさいというような指示があると思うんですが、この基金がなくなってしまうと、例えば一般会計から繰り入れるにしても、基金を持っていないければ、冬期のインフルエンザとかかぜ、そういった課税によって急激に医療費が上がったときに基金で対応するということができません。そうすると、一般会計からまた繰入をするのか、そういう考え方でおられるのか、そこら辺はどういう考え方でおられるのですか。

○鈴木眞澄委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 基金というものは、3年間の医療費の5%程度を積み立てるといのが理想だということで国からの指針が出ております。実情は、そこまで持っている市町村は数少ない状況でございます。新城市も、23年度末で7,300万円ぐらいの基金残ということになります。できれば、この基金は少しでも残しておきたいというのが本音でございますが、それに対して基金を残すということであれば、税率を上げなければならぬというような反したこともありまして、なかなか難しい状況でございます。最終的に、突発的なことが起きれば、基金がなければ一般会計からの繰入、あるいは特調というようなもので対応がされれば、そういうようなところを利用するというようなことでの対処法になろうかと思っております。

現状で試算をしてみると、なかなか今後、基金を積み立てる状況にはないというふうに思います。単年度の医療費の精算で終わってしまうというようなことで、そこへたどり着けばいいというような状況もございます。大変厳しい状況になる予測にありますので、やはり保健事業、あるいは被保険者への周知等を行って医療費の抑制に努めていかなければならないと感じております。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 今の答弁を聞いていると、何か危機感がないような気がする。基金をつくるためには保険税を上げなければいけないと、そんな簡単なことを考えていては困るわけであって、基金をつくっていくためには、先ほど言ったように、もっと保健活動や予防活動に取り組んでいくんだというような、もっと危機感を持った形で思っていた方がいいと思います。

今言われるように、確かに税収がなければ基金もできませんけども、今の税収でも医療費を抑えていくんだというような気持ちももっと欲しいですね。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第162号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第162号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 第162号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正に対して、附帯決議を求める動議を提出します。

○鈴木眞澄委員長 前崎みち子委員から、第162号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正に対しての附帯決議をすることを求める動議が提出されました。

本動議を議題といたします。

本議案を配付させていただきます。

趣旨説明を求めます。

前崎委員。

**○前崎みち子副委員長** 新城市国民健康保険事業は合併協定に基づき、平成19年度に保険税率を統一したものの、毎年税収不足が発生し、事業基金の充当により運営がなされてきた。年々、高額医療費が増加するなど療養給付費が伸びる中、事業基金すべてを取り崩さなければならない危機的状況に陥っている。

こうした状況下において、国民健康保険税のプラス11%の税率改正は、事業維持のためにはやむを得ないものと判断するところである。しかしながら、この改正によって1億2千万円余の増税となるものの、今後なお1億3千万円余の不足が見込まれるところである。このまま推移すれば、本会計は破綻状態に陥る恐れがあり、速やかな改善策を講じなければならない。

よって、持続可能な制度の確立と被保険者の生活への配慮のため、事業の実施に当たっては下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものである。

1. 国民健康保険事業の財政健全化を図るため、中期的なシミュレーションを早急に作成すること。

2. 国民健康保険事業の財政健全化は、市民の協力なくしては図られない。疾病分類などを基に、保険給付費の要因を分析し、保健指導や予防活動をより一層推進すること。

3. 国民健康保険制度の健全化に向けて、国に強く働きかけること。

以上、決議する。

**○鈴木眞澄委員長** 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○鈴木眞澄委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○鈴木眞澄委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本動議のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木眞澄委員長** 異議なしと認めます。

よって、本動議は可決されました。

次に、第182号議案 新城市しんしろ福祉会館の指定管理者の指定から、第187号議案 新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定までの6議案を一括議題とします。

これより本6議案を一括して質疑に入ります。

はじめに、第182号議案について質疑はありませんか。

加藤委員。

**○加藤芳夫委員** 今までの社会福祉協議会と継続してという感じで管理団体が上がってきているのと、指定期間は3年なんですけど、もう少し長くして5年とか7年とか指定期間を長くすることは考えてないですか。

**○鈴木眞澄委員長** 夏目福祉課長。

**○夏目孝温福祉課長** 社会福祉協議会に関しましては、実質的に法的にも地域福祉の推進という法人でございます。その点がまず一点。

それから、現実的に条例に規定されておる事業があつて、相談事業やボランティア事業というところで、それを担える法人ということで、ほかの部分では名前を挙げられなかったというところでございます。

今、ご指摘をいただきました3年を5年とか、そういうことでございますけれども、今、世の中に新しい法人さんが確かにできているんです。そういう点も考えますと、一概に今後、今は100対0ではないんです。現実的に、ほかの市町村でないものですから、社協が余りにも基盤が弱過ぎるところは、特に田舎で



すけれども、新しく入ってきた法人さんに行っているところもあるんです。ですから、余り長いというのも緊張も欠きまずでしょうし、毎回僕らも精査をさせていただきますので、事業としては社会福祉協議会が今は適当だということは思っておりますので、それはご理解をいただきたいと思えます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私も思いは一緒なんです。できれば社会福祉協議会はそのま継続。反面、そういう民間業者の参入があるんですけども、むしろ私は新城市においては、まだまだ5年か7年継続でやっていただきたいというか、新規参入を抑えるという形で3年ではなくて、こういう施設は同じ法人で5年、7年というような長いスパンのほうがよかったですのではないかと考えています。競争原理で働かせるという進め方ならいいですが、私はまだまだ社会福祉法人にやっていただきたいと気持ちがあったものですから、この3年というのは非常に短いのではないかと思いました。市の方では競争原理で民間の施設も入ってくる可能性がある、そういう窓を広げてあげようという気持ちはあるんですか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 委員おっしゃるとおり、当面は現実的な対応はまず無理だと思っております。ただ、いろんな部門で専門性のある法人というのがだんだんできてきておりますので、分割でというわけにはいかないですけども、その法人がさまざまなところへ手を伸ばしてくる段階ではあり得るかなとは思いません。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第182号議案の質疑を終了します。

次に、第183号議案について質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 この指定管理につきましても、任意指定になっておると思うんですが、この西部福祉会館におきまして、新城市社会福祉協議会に決まりました根拠はどのようなものでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 しんしろ福祉会館と西部福祉会館、どちらも地域福祉の拠点施設でございます。先ほど申し上げましたように、地域福祉を推進する団体という法人という、社会福祉法の中で唯一認められているのが社会福祉協議会でございます。そういう点が一点です。

それから、現実的にあそこ場合は地域コミュニティの部分があったり、障害の新しい制度の中で事業を行っています。ただ、私どもが管理をするというところを指定しているのであって、今のほかの事業の部分について指定をしておるわけではございません。ただ、それをいろんな場面でいろんなところに、ここはあなたのところ、ここはあなたのところという形は、好ましくないけれども現実でございますので、今までの社会福祉協議会というところで新しい名前が出てこなかったということでございます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 今の説明の中で確認させていただくと、どうしても社会福祉法人でなければならないわけではないが、今回は他の指定のところを合わせて社会福祉法人にお願いしたということで、今後、西部福祉会館につきましては、先ほども答弁があったのですが、特に社会福祉協議会の持っている特性で、ここしか受けられないというものではないと思っていいいのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 地域福祉の拠点とすれば、社会福祉協議会が最適な法人でございます。それ以外にさまざまな事業をする段階で、

そちらが中心になってくるというような状況があれば、もちろん今度はそちらを中心に、プラス地域福祉の拠点をというような形も考えられるかと思えます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 指定管理を決めるに当たって、選定審議会があると思いますが、そこではいろんな意見が交わされ、そこで新たに3年間指定するということに対して、何か意見が交わされたのか、もしそういうことがありましたらお願いいたします。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 この指定に関して、まず本論である拠点であったり、さまざまな地域というところで、今の部分を社会福祉協議会にということに関しては指摘はされておられません。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第183号議案の質疑を終了します。

次に、第184号議案について質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第184号議案の質疑を終了します。

次に、第185号議案について質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 老人福祉センターにつきましては、公共施設のあり方検討委員会から報告されたものが21年に出されたのですが、そのときに老朽化による修繕などが必要な時期となってきて、今後施設の継続については十分な検討が必要であるという報告がされた中での、また3年間の指定管理になるわけですが、この辺につきましては何か議論はされましたでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 公共施設のあり方検討委員会におきまして、ただいま言われましたように、再編との報告がありますけれども、19年度に耐震診断を行いまして、この施設は耐震工事はしなくてよい施設ということになっております。

それから、今年度、空調設備も工事をしておりまして、まだまだ使える施設として、これから早目の修繕を行いまして、なるべく長く利用していきたいと思っております。

この施設につきましては、老人クラブの拠点となっておりますし、地元の舟着地区のコミュニティの場ともなっておりますので、今後この施設を考えるには、そちらの団体と十分な協議が必要と思われまますので、今後この施設はなるべく修繕を重ねて、少しでも長く使いたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 過去、21年に検討委員会に出されたんですけど、21年、22年の利用状況につきまして把握されておりますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 21年度は資料を持ってきませんでしたけど、22年度は老人クラブの理事会、老人クラブの部会、生きがいクラブ、地区の老人クラブ、個人利用等がありまして、合計419回使われております。

それから、利用人員につきましては8,800人が利用されております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 私が調べさせてもらったところ、老人クラブの会員数がかなり減ったということで、21年から22年は40%ぐらい減の利用者数になっております。その中で毎年、指定管理料は支払われておると思うんですが、利用状況がそういう時代の流れから少なくなったわけですが、その辺の指定管理料についてはどのように算定し、どのように支払われておりますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 指定管理料につきましては、職員2名分と色々な施設の管理委託料、灯油等の燃料費などを入れまして計算しております。以前は正職員がおりましたので、正職員の部分だけは多かったのですが、正職員が退職後は嘱託職員でやっておりますので、人件費は下がっております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 指定料金は今わからないでしょうか。21年度、22年度につきましてどれだけのお金が支払われているか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 21年、22年の金額は調べてきていないのですが、23年度が1,190万4千円の委託料となっております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 人件費や維持費を払われているということだったんですけど、社協に委託して、どのような目的でこの施設を社協に委託しているのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 高齢者の生きがい活動の場所としての管理と、老人クラブ連合会の団体の事務局として運用できるよう委託をしております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 そのような目的なんですけど、利用率が21年から22年、毎年減ってきてしまっているんですけど、この辺につきまして、指定管理を受けている社協としてはどのような努力をされているのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 21年が確か1万人ぐらいだったと記憶しておりますが、老人クラブの会員数の減少とともに減ってきております。それで、23年度からの市の事業としまして、木曜塾というのを始めまして、なるべく利用していただくようにということでPR活動をしております。

これからもなるべく、60畳もある広い部屋もありますので、大勢の方に使っていただけるようにPR活動をしていきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 今の木曜塾に関してなんですけど、私も何度か見に行ったんですけど、これは長寿課から保健師さんや長寿課の担当の方が出向いて行っていたんですけど、市が社協に委託して、指定管理料をお支払いして、そこで生きがい事業をしっかりとやらうようお願いしてお金も払っている中で、またそこで平日に市の職員が出向いていて、市のバスを使って人を集めてきて、そこで職員や保健師さん、先ほども出てきましたが、保健師の仕事が本当にたくさんある中で、保健師がそこに出向いて木曜塾をするというのは、これはさらにお金がそこにつき込まれているのと一緒にあって、これは社協が努力して、自分たちでふれあい事業のような形で人集めをするように努力するのが本来であって、そこに長寿課が企画した木曜塾をやるということは、お金をさらに市が負担しているのと同じだと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 木曜塾につきましては、施設を利用していただいて介護予防になるようにということで、ミニデイに似たようなこととか、健康管理できるように皆さんに来ていただいて、介護保険になるべくかからないような事業として実施している事業でございまして、社会福祉協議会にはそういう事業は委託しておりませんので、管理部門を委託しておりますので、お願いします。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 社会福祉協議会に老人福祉センターとしては別の、社会福祉協議会もそれなりに介護予防の事業を行っていると思うんです。社会福祉協議会に委託して、

こういう目的を持って指定管理に出しているわけですので、ここは長寿課が少ない人員の中で出ていってするのではなくて、社会福祉協議会にもっとここで予防事業をやってもらいように指導するのが市の役割ではないんですか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 木曜塾はあくまでも市の事業という形で始めたものでありまして、社会福祉協議会にまた新たな事業を求めていくには、今後また考えて事業計画などをしていく必要があると思いますので、今後の参考とさせていただきます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 新たな事業ではなくて、社協に老人福祉センターの指定管理を出して、先ほど目的は生きがいの場所にしてもらうようにということですので、新たな事業を出すというよりも、社協にこの目的をやってもらうように、人がどんどん減っていくのであれば、それをもっと考えてやってもらうようにということであって、新たに別に事業を委託する必要はないんじゃないでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 社会福祉協議会に委託しておりますのは場所の管理ですので、事業までは委託しておりませんので、そういう生きがいの場所、その場所で管理を委託しておりますので、お願いいたします。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 ということは、社協に委託している事業としては、そこにおいて、そこにいる人たちが何か行動を起こして、あそこに人が集まるようにすることに対しての委託は、それは市の指定の中にはなくて、あそこで管理さえしていればいいということで、この老人福祉センターの指定管理を出しているということですか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 あくまでも場所の管理

と、老人クラブの運営を委託しております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 業務内容の中に高齢者団体の指導・育成に関する業務、老人福祉センター事業の事業研究に関する業務があるわけですが、これはどういうふうに捉えればいいのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 団体というのは、あくまでも老人クラブの団体、老人クラブの趣味の活動団体、そこに集まってくる会員、クラブの団体の指導ということになります。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 確認させていただきますけど、その利用者の人数が減ってきた場合に指定管理料というのは、例えば21年から22年にわたって40%ぐらいの減があったんですが、指定管理料については、その辺は全く査定されなくて、内容は関係ないということで同じ市定管理料は払われるというふうに捉えていいですか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 人数が減ってきたというのもありますけど、使用回数や管理が十分にやってもらうということで指定管理をしています。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 いろんなことを前崎委員が聞いたので、僕が聞くことも少なくなったんですけど、ただ一点思うことは、老人福祉センターは私も見学させていただいたんですけども、昭和49年の施設であって、特に指定管理人が変わってないというか、当然維持管理、一般的に維持管理にかかる1千190万円、それはわからなくもないんですけども、前崎委員が言ったように利用者がどんどん減っているんです。こういうところにただ、維持管理ということで他の施設もみんな同じように市の職員は言われるんですけど、やはりそういうところは今後見直していただきたいという

思いがあるのと、約40年近い施設であって、まだ今後3年間指定管理として24年から27年という中で、あり方検討会等で当然、利用の状況はもっともっと増えることなく減る一方だと思わねんです。また3年間、金額が変わらないということは、3年間で3千万円余出てくるものですから、今後よく長寿課の方でも指定管理についての検討をしっかりと行って、正しい指定管理料、これは市民の税金ですので、やはり利用効果の上がるようにしてはじめて税というものは生きてくるものですから、使う、使わないにかかわらず、1千百万円出ていくというのは、納得のいかないところもありますので、委託料を出す以上、この社会福祉協議会にその辺の指導をよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 ある意味、老人クラブが活動するためにこの施設は使われているし、指定管理しているというところはあると思うんですが、その反面、ここで老人クラブの活動の拠点になっているということで、場所的に大変わかりづらくて、高齢者の方が運転していくときには大変危ない道があるということで、逆に老人クラブに作手・鳳来が一緒になったことで、作手・鳳来の人たちにとってはよりわかりにくい場所、行きにくい場所にあるということで、増やそうとしても減っていく原因の一つにもなりかねない状況もあると思うんです。その辺も調べていただいて、矢部のところに高齢者施設がありますが、ああいう場所が本当に老人クラブの拠点に使われたほうが、作手からも鳳来からも来やすく、老人クラブの連合として考えたときにもより行きやすい場所だということで、入ってくる可能性もあるわけで、減っていった一つの要因に、生きがいセンターよりシルバー人材があるところのほうが使い勝手がいいということで、あっちに移動したということもお聞きしたりしたので、実際にということ

もあって、老人クラブというのは本来ならどんどん入ってってもらわないといけないところが、ある意味、これを残すことによって、会合は必ずここでやりますので、利用人数も増やさなくてははいけませんので、そういう面もありますので、その辺も3年間をここで指定管理を受けるなら考えていただきたいと、一つの提案とさせていただきます。

○鈴木眞澄委員長 要望や意見の発言は、今は質疑の時間ですので控えてください。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第185号議案の質疑を終了します。

次に、第186号議案について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第186号議案の質疑を終了します。

次に、第187号議案について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第187号議案の質疑を終了します。

これより本6議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第182号議案から第187号議案までの6議案を一括して採決します。

本6議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第182号議案から第187号議案までの6議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第193号議案 愛知県後期高齢者医

療広域連合規約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第193号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第193号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、説明員入れかえのため、暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時29分

再 開 午後 2 時30分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

第163号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 163号議案、三つの公民館の条例を改正するという事なんですけども、公民館の所有権を移すのに、地元の地縁団体に移管されるのと、敷地はどんな取扱になっているのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 今回の3館ですけれども、いずれの地区も現在、民間地縁団体を組織されておりますので、そちらの団体へお

渡しするという格好になります。

土地につきましても、各地区とも寄附をいただいておりますので、現在は市名義になっておりますが、この土地を地縁団体に所有権移転をするという形を取ることを考えています。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 箱物はこの条例を公布の日から施行するんですけど、市の名義になっている土地はいつごろ地元の地縁団体に移管する予定ですか。

○鈴木眞澄委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 所有権移転等につきましては、所管課が財政課になるということで、細かい部分については当方で把握しておりませんが、年度内ということになるかと思えます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第163号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第163号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第164号議案 新城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 条例の名称変更は理解できるんですけども、費用弁償について、今は1日幾らという額ですと、例えば半日の場合は半日当で払っているのかというところを確認したいんですけども。

○鈴木眞澄委員長 夏目スポーツ課長。

○夏目昌宏スポーツ課長 報酬でございますが、体育指導員、スポーツ推進員ということなんですけども、年額で8万円という形になっております。日額という形ではございません。年額ですので、半期ずつという形で支払いをしております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 年間の回数がどれだけでも、回数を多く出ても、年1回出ても8万円ということですか。

○鈴木眞澄委員長 夏目スポーツ課長。

○夏目昌宏スポーツ課長 ご質問のとおりでございます。回数の多い方と少ない方では、今は資料を持っておりませんが、差はございます。前回の議会の中でもあったかと思えますけども、報酬等の見直しということで考えてまいります。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 スポーツ推進員は何名おられるんですか。

○鈴木眞澄委員長 今回は名称改正の条例改正の内容ということですので、改正案に沿った質疑をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第164号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第164号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました

次に、第188号議案 新城市生涯学習センターちさと館の指定管理者の指定から、第191号議案 新城市桜淵いこいの広場の指定管理者の指定までの4議案を一括議題とします。

これより本4議案を一括して質疑に入ります。

はじめに、第188号議案について質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 指定管理団体を新城施設管理センターにした理由と、今回は指定期間1年という理由をお願いいたします。

○鈴木眞澄委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 新城施設管理センターにつきましては、平成18年度から指定管理者ということで、こちらの施設の管理をさせていただいておりますので、施設の運営等について精通しておるということで、新城施設管理センターを指定とさせていただいております。

1年間につきましては、今後の指定管理のあり方ということで、今は任意指定になっておりますが、今後公募という形に向けて検討してまいりたいということで、この1年間についてはその検討に入るということで、期間を指定させていただいております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちさと館は私もよく利用させていただくと、ほとんど維持管理というか、職員が常駐しておって、ほとんど仕事の量もないし、建物の維持管理だけというのは、前崎さんも言われていたように、今までの継続というか、やっていたからそういう形だと思うわけけども、この施設はどう見ても、だ

れでも管理ができるというか、どの団体でもできるというか、本来は競争原理を働かせるべきではないかと思うんですけども、先ほどの指定期間の問題もあって、1年後にはおそらくそういうことになっていくだろうということで、今回だけは期間を短くしてとりあえずという言い方ではいけないかもしれないですけど、そういうことで任意継続ということでもよろしいですか。

○鈴木眞澄委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 委員おっしゃったように、1年間に限ってということで検討に入らせていただきますので、お願いいたします。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第188号議案の質疑を終了します。

次に、第189号議案について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第189号議案の質疑を終了します。

次に、第190号議案について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第190号議案の質疑を終了します。

次に、第191号議案について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

第191号議案の質疑を終了します。

これより本4議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第188号議案から第191号議案までの4議案を一括して採決します。

本4議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第188号議案から第191号議案までの4議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時43分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

巴小学校区代表区長ほか3人から提出されました「作手地区小学校再配置に関する陳情」を議題とします。

本日は、参考人として原田純一さんの出席を得ております。

また、参考人の補助者として垣内儀一さん、森博孝さん、森田脩さん、小澤竜史さんの出席も許可しております。

この場を借りて、委員長からあいさつをさせていただきます。

今回は作手の皆さんの思いの中で、新しい形の地域づくりの拠点として小学校再配置を地元としてされたというお話も聞かせていただきました。本当にこれからしっかりとした教育を受けるためにも大事なことだなと思っております。今日は地元のご意見も聞かせていただきながら、今回は委員会として審査したいと思います。よろしくお祈りします。

本日はお忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関してのご説



明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、原田純一さん、お願いいたします。

○原田純一参考人 日ごろは市民のためにご活躍いただいて、ありがとうございます。今日は説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、陳情書の内容の1番と2番について、その経緯、なぜそういう陳情をしたのかということの説明をさせていただいて、その後、3番、特に再編検討委員から要望書を出し、教育委員会から回答が出た後でなぜ陳情書を出したのか、そこら辺のことも説明させていただきたいと思います。

まず、要望事項の1は、作手地区4小学校は平成29年4月に新設1校として統合する。名称は新城市立作手小学校。

2番については、新設までの暫定的な措置として、平成25年4月に菅守小学校児童は開成小学校の校舎、協和小学校の児童は巴小学校の校舎を利用し、新城市立作手小学校として北校舎、南校舎で開校する。なぜこういうふうになったのかということの説明をさせていただきたいと思います。

では、お手元に陳情の資料があるかと思えますので、その資料2番、作手地区小学校児童数推移表というのをご覧ください。

作手地区小学校児童数推移見込みということで、これは平成23年4月1日現在です。見方ですが、一番上のところに年度が書いてあります。現在は23年度ですので、菅守小学校で言いますと1年生から6年生までの児童数と、全校の児童数が書いてあります。右から言うと、全校児童数が14で、その内訳は6年がゼロ、5年が4、4年が1、3年が5、2年が2、1年が2、こういうふうにご覧いただけるとよろしいかと思えます。

来年度はどうなるかということ、入学者がゼ

ロで、全校が14、25年度は入学者が2、全校が12、そういうふうに見ていただくと、あとの学校も同じように見ていただけるといわけですが、そうすると、現在、菅守小学校は14、開成が32、巴が64、協和は11、こういう人数で学校の子どもたちがおります。

それが、順番に見ていきますと、平成27年度に大きく減少するわけです。順番に見ていきたいと思いますが、菅守小学校はこの年ゼロです。児童数が6になります。26年度が11に対して6、約半分になるということです。開成小は27年度は40です。23年度が32ですから、開成は少しずつ増えておるという状況です。巴小学校は、平成27年度が28です。23年度現在64ですので、非常に減り方が大きいわけです。特に26年度の39から27年度は28ということで、11人も減っております。協和小学校は、27年度は9名、前の年が10名ですので、協和小学校も余り大きな変化はありません。ただ、変化の大きいのが菅守小学校と巴小学校です。

それで、私たちは最初に、この27年度に新設統合してもらえないのかなということで、教育委員会に打診をしました。その打診の結果が、その前にある小学校再編検討委員会だよりというのが3枚つけてありますので、その2枚目のピンクの紙、この表を見てください。真ん中からすぐ下のところに、Q&Aで写真の隣です。Q1. 作手地区の小学校児童数が極端に減少する平成27年度の新設校の開校は可能か。A. 新設開校までに最短でも5年間を必要とします。このため、物理的に無理です。Q2. 平成27年度が無理であれば、すべて順調にいくと新設開校年度はいつになるか。A. 準備に5年が必要であり、最短で平成29年度開校を目標とすることができます。Q3. 新設の場所は高里地区はどうか。総合支所周辺なら複合施設としての利用が可能になるし、中学校の周辺であれば小中連携も考えられるので、専門家に意見を求めたい。A.

高里地区は最適と思われる。

そういったことであつたものですから、新しい学校をつくっていただくのは平成29年。ところが、先ほどの児童数を見ていただきたいわけですが、もう一度、資料2をご覧ください。平成29年度の菅守小学校の児童数は4名になります。それで、以下、開成が37、巴が24、協和が9、一番下に合計がありますが、全部で74になります。現在が121ですから、50名近く減ってしまうわけです。特に菅守小学校については、4名になってしまうということで、ここまで待っておれない。

もう一つ問題があつて、協和小学校については、耐震補強については考えないという方針が出されましたので、今、東海大地震などがいつ来るかわからない状況の中で、できるだけ安全な場所へ早いうちに移してあげたい、そういうようなこともありましたので、25年度に暫定的な措置として作手小学校北校舎、南校舎という形で、現在の開成小と巴小を使った学校にしたらどうかと、こういう要望をしたわけです。それが陳情書の1と2です。

それから、陳情書の3のところを読ませていただきますと、新設場所は高里地区とし、支所及び開発センターの再配置に伴う自治振興事務所等の整備計画に小学校新設を位置付け、各施設の機能が有機的に結ぶ総合施設を設置する。

私たちは再編検討委員会のメンバーでもあつるわけですが、要望書にはここまで明確に書いてはありませんでしたが、やはりこれから作手の将来を考えたときに、少子高齢化がますます進んで行くのではないかと、そこでぜひ委員の皆様にも賛成していただいて、作手の中心たるべく高里地区に教育環境のすぐれた、そういうようなところをつくって、一大文教地区として、地域の人たちだけではなく、周りの人も作手地区の教育はすごいな、あそこに住んでみたいなというような、そういう訴えをしていけば、この少子高齢化にも歯どめ

がかかり、また作手地区の将来にも大きく寄与するのではないかとということで、改めて陳情させていただいたわけです。

それが、陳情書の最初のページの一番下のところからちょっと読ませていただきますが、高里地区は作手地区の中心で、総合支所、診療所、虹の郷、長者平分譲地があります。当地区には作手村100周年記念事業で計画されていた村民ホールや図書館及び自治振興事務所としての総合支所建てかえ等の整備計画がありますが、そこに小学校新設も位置付け、総合施設を設立して、作手の将来を切り開いていきたいと考えました。そうすれば、国道301号線の改良、豊田のテストコースの建設や新東名の開通と相まって、居住地区、教育ゾーンとして住環境の恵まれた地域となり、作手地区の将来に大きく寄与することが期待されます。

また、高里地区は作手保育所、作手中学校、新城東高校作手校舎があり、ここに小学校を設置することは、県下にかつてない公立幼・小・中・高連携の文教モデル地区になることも可能です。それぞれの園・学校が相互に連携を取り合い、作手のよさを生かした特色ある教育活動を進め、人間性豊かな児童・生徒の育成を図るとともに、地域とともに歩み、地域の文化の担い手としての地域の活性化に貢献する教育ゾーンをつくり上げていくのです。

少し飛ばしていただいて、こうした作手地区民の願いを実現していくための小学校の新設は、未来の作手地区への投資と言えます。

こういうようなことで、私たちは作手地区小学校再配置について陳情させていただきました。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○鈴木眞澄委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの説明、意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。

また、委員に対しては質疑をすることができませんので、ご了承願います。

質疑はありませんか。

前崎委員。

**○前崎みち子副委員長** 作手が一つの地区にまとまって、子どもたちの将来についても本当に心配し、それでもって作手地区をこれから持続可能なまちにしていこうという思いが伝わってくるような陳情でした。

一つお聞きしたいのは、検討委員会が立ち上がっているのですが、この構成メンバーですが、若い世代、女性、そのあたりについての構成メンバーはどのようになっていますでしょうか。

**○鈴木眞澄委員長** 原田純一さん。

**○原田純一参考人** それでは、今のご質疑に対しての答えですが、再編検討委員会だより第1号の裏面をご覧ください。そこに委員の構成メンバーが載っております。菅守、開成、巴、協和というところに3名ずつ名前が書いてありますが、こちらは現在の代表区長と去年の代表区長、それから区長会でそれぞれの地区から選んだ方の3名です。13番から20番までのPTA連絡会というのは、作手小・中、保育園も含めたPTAの皆さんからの代表です。最後の21、22、23は有識者ということで選ばれております。

**○鈴木眞澄委員長** ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

**○鈴木眞澄委員長** 質疑なしと認めます。

以上で参考人に対する質疑は終了しました。本日は、まことにありがとうございました。この際、暫時休憩します。

休 憩 午後3時01分

再 開 午後3時02分

**○鈴木眞澄委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

本陳情について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

[発言する者なし]

**○鈴木眞澄委員長** 発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木委員。

**○鈴木司郎委員** 陳情第6号の作手地区小学校再編の陳情について、私は賛成の立場で考え方を述べさせていただきたいと思います。

陳情者から説明をいただきましたけども、この陳情につきましては、平成21年3月に新城市教育委員会より小学校再配置の基本的な考え方と指針が公表されたところであります。こうしたことで、作手地域には歴史と伝統のある四つの小学校がありますが、近年、少子化によりまして児童数が著しく減少しておると。説明のあったとおり、3小学校で現在、複式による授業が行われているところであります。こうしたことから、小学校はもとより、保育園、中学校、高等学校等を含めた作手地区全体の各学校のPTAの皆さんが一体となりまして、作手地区の将来の教育のあり方を議論する場が必要と、翌年の平成22年4月に作手PTA連絡協議会が発足して、作手地区の教育の考え方というものが提言書として公表されてきたところであります。

その後、作手地区小学校再編検討委員会及び作手地区区長会で提言書に基づく活発な議論を通じまして、文教地区である高里地区に新設小学校を設置することは、現存する保育園、中学校、新城高等学校作手校舎に新たに小学校の要素が加わって、幼・小・中・高の連携が可能となるわけでありまして、作手の教育活動の新たな可能性が大きく期待できるものである。

よって、学校再配置指針に対する作手地区民全体の総意が形成された本陳情は、採択す

べきと考えております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

次に、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者から提出されました「介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての陳情」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 本陳情書につきましては、毎年提出されています。平成21年度には不採択とした経緯もあります。

陳情の内容は、社会保障制度や施策について多岐にわたりますが、既に市から各項目についての回答もいたしております。

現在、国においても税と社会保障の一体改革について議論を進めている最中でもあり、国及び愛知県広域連合に地方議会として意見書、要望書を提出する段階ではないと考えますので、本陳情書は不採択とすべきであると考えます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

反対の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○鈴木眞澄委員長 起立なしと認めます。

よって、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

次に、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長から提出されました「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

荒川委員。

○荒川修吉委員 ただいま議題となっております陳情書、愛知県医療介護福祉労働組合連合会から出されました「大幅増員と夜勤改善で安全・安心な医療・介護を求める陳情書」ですが、これについては、中身を読めば非常にもっともだと思っておりますけれど、しかし、これを全部認めてしまいますと、非常にお金もかかるし、市民に対する陳情ではありませんので、これについては趣旨採択でいきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長から提出されました「介護職員待遇改善交付金事業を平成24年度以降も継続することを求める陳情」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 「介護職員待遇改善交付金事業を平成24年度以降も継続することを求める陳情」につきましては、介護職につきましては、なかなか介護職の報酬の面も低いということで、いろいろ問題があることはわかっています。ただ、報酬だけではなく、介護職の勤務の厳しいことも一つの条件になっております。

今、国でも介護職につきましてはいろんな検討を重ねていると思いますので、この趣旨は認めますが、意見書を提出することにつきましては検討するというので、趣旨採択したいと思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、愛知県保育団体連絡協議会会長から提出されました「子ども・子育て新システムに反対する意見書提出を求める陳情」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 「子ども・子育て新システムに反対する意見書提出を求める陳情」につきまして、子ども・子育てシステムではすべての子どもが良質のサービスを受けることができるかとあります。少子化が進む本市では新城版こども園を今後計画しております。また、園での待機児童はなく、きめ細やかなサービスのシステム化に向けて取り組んできております。

よって、本陳情は不採択とすべきと考えています。よろしく願います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

反対の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立者なし]

○鈴木眞澄委員長 起立なしと認めます。

よって、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審

査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午後 3 時 15 分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木眞澄